

令和元年10月31日

第10回総会

議事録

呉市農業委員会

## 議 事 録

日 時：令和元年10月31日（木） 午後2時

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

### 付議事項

議案第 47 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 48 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 49 号 非農地証明申請について

議案第 50 号 農用地利用集積計画（案）について

### 報告事項

第 1 号 農地法第 4 条の規定による届出の受理について

第 2 号 農地法第 5 条の規定による届出の受理について

### その他

1. 下限面積の緩和の伴う各地区会の状況について（報告）
2. 次期農業委員の募集要領について
3. 行政視察（11/5～6）の行程、参加者について
4. ブロック研修会について

### 出席委員

1 番 生田 政行	2 番 横段 登	4 番 倉本 寛	5 番 水場 守信
6 番 向井 幸弘	7 番 林 武彦	8 番 亀山 博司	9 番 今井 満
10 番 上田 勝則	11 番 長迫 秀	12 番 本末 満	13 番 灰原 松二
14 番 大道 正孝	15 番 秋光 貴志	16 番 土井 光弘	17 番 西田 小百合
18 番 石田 尚則	19 番 北村 正次		

### 欠席委員

3 番 池田 勝憲

### 事務局

住谷事務局長 大番事務局次長 須賀課長補佐 小池主任 山崎主事

(午後2時)

議長（北村）：出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和元年第10回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、16番 土井委員、18番 石田委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、3番 池田委員から出ています。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取り扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配布として、議案書を送付しています。また、本日配布した資料は、資料1「農用地利用集積計画（案）」、資料2「下限面積の緩和の伴う各地区会の状況について」、資料3-1「呉市農業委員会の委員の選任等に関する要綱」、資料3-2「呉市農業委員会の委員候補者募集要領」、資料4「視察研修の行程表の配布について」、資料5「ブロック研修会について」、資料6「農業委員等の綱紀肅正について」、「全国農業図書普及推進図書」、「JA広島ゆたか」第146号です。ありますでしょうか。

議長：はい。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、西川原石町〇〇〇番、地目は田、面積は1,322㎡の第3種農地です。申請の事由は、譲渡人は遠方に居住し、耕作困難なため、譲受人の要望により譲り渡すもので、譲受人は申請地を譲り受け、新規就農するものです。営農計画は、野菜及び果樹を作付けするものです。経営面積は、申請地が13アールありますので、旧呉地区の下限面積10アールを満たしています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横段委員：2番 横段です。申請地は、現地調査の時に一部耕作出来ないところがあり、指導したところ耕作出来る状態になり、問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願います。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、仁方町字戸田西〇〇〇〇番〇〇、地目は田、面積は312㎡の第2種農地です。申請の事由は、譲渡人は高齢で労力不足により耕作困難なため、譲受人の要望により譲り渡すもので、譲受人は申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。営農計画は、野菜を作付けするものです。経営面積は、12アールありますので、旧呉地区の下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：2番 横段です。申請地は、写真のとおりきれいに管理されており問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：3番と4番は、譲受人が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、郷原町字土居〇〇〇番〇、地目は田、面積は569㎡の農用地区域です。4番の申請地は、郷原町字田福寺〇〇〇番ほか1筆、地目は田、面積は合計で403㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、3番、4番ともに譲渡人は譲受人の要望により譲り渡すもので、譲受人は、借受地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。営農計画は、水稻を作付けするものです。経営面積は、47アールありますので、郷原地区の下限面積20アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：2番 横段です。申請地は、米を刈り取った跡があったりして、きれいに管理されており、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、3番と4番は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、3番と4番は許可と決定します。

議 長：5番と6番は、譲受人が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局：5番の申請地は、苗代町字下條〇〇〇〇番、地目は田、面積は730㎡の第2種農地です。6番の申請地は、苗代町字下條〇〇〇〇番ほか1筆、地目は田、面積は合計で2,186㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は高齢で労力不足により耕作困難なため、譲受人の要望により5番は所有権を移転、6番は使用貸借による権利を設定するもので、譲受人は、申請地を譲り受け、又は借り受け、経営規模を拡大するものです。営農計画につきましては、水稻を作付けするものです。経営面積につきましては、申請地だけで2,916㎡ありますので、昭和地区の下限面積20アールを満たしております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

西田委員：17番 西田です。譲受人は、申請地の近くの農地を耕作しており、その農地を売却する代わりに申請地を取得、借受するというので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、5番と6番は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、5番と6番は許可と決定します。

議 長：7番について事務局の説明をお願いします。

事務局：7番の申請地は、倉橋町字寒那〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は1,946㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、当該国有地を占使用者に払い下げるため、譲受人は、申請地を購入し、経営規模を拡大するため、所有権を移転するものです。営農計画につきましては、野菜栽培を行う予定です。経営面積につきましては、自作地のみで約80アールありますので、倉橋地区の下限面積20アールを満たしております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水場委員：5番 水場です。申請地は、きれいに管理されており、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：8番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：8番の申請地は、安浦町大字女子畑字青木原〇〇〇〇番、外3筆、地目は田及び畑、面積は合計で3,224㎡の第2種農地です。申請の事由は、譲渡人は高齢で労力不足により、耕作困難なため、譲渡人の要請により譲り渡すもので、譲受人は申請地を譲り受け、経営規模の拡大を図るものです。営農計画は、水稻を作付けするものです。経営面積は、自作地が115アールありますので、安浦地区の下限面積30アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：8番 亀山です。譲受人は、申請地に水稻を作付けするというので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第48号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、苗代町字上條〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計で757㎡の第2種農地です。転用の目的は、太陽光発電設備として利用するため所有権を移転するものです。規模等は、太陽光パネル128枚、発電容量27.5kwを設置する計画です。関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画の申請手続き中で、中国電力との電力供給契約については、経済産業省の認定書の写しの提出、確認受理をもって「電力供給契約」が成立する予定です。その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。なお、本件については、経済産業省の再生可能エネルギー発電事業計画の認定にあわせ許可することとしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

西 田 委 員：17番 西田です。排水計画もきちんとしており、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

- 議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。
- 議 場：なし。
- 議 長：ないようですので、本件は、許可意見と決定してご異議ありませんか。
- 議 場：異議なし。
- 議 長：それでは、本件は許可意見と決定し、経済産業省の再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けたときに許可すると決定します。
- 議 長：2番について事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局：2番の申請地は、苗代町字下條〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は673㎡の第2種農地です。転用の目的は、駐車場として使用するため、所有権を移転するものです。規模等につきましては、大型・中型・小型駐車場6区画を整備する計画です。関係法令については、都市計画法による開発許可、及び宅地造成等規制法による許可は不要です。
- 議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。
- 西 田 委 員：17番 西田です。申請地は、イノシシ対策もしてあり、きれいに管理されていますが、近隣の会社の駐車場として利用するというので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。
- 議 場：なし。
- 議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。
- 議 場：異議なし。
- 議 長：それでは、本件は許可と決定します。
- 議 長：3番について事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局：3番の申請地は、音戸町波多見3丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は165㎡の第2種農地です。転用の目的は、駐車場として使用するため、所有権を移転するものです。規模等につきましては、露天駐車場5区画を整備する計画です。関係法令については、都市計画法による開発許可、及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておりません。
- 議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。
- 向 井 委 員：6番 向井です。駐車場にするということで、やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、倉橋町字西宇渡白石〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は201㎡の第2種農地です。転用の目的は、通路及び駐車場として使用するため、所有権を移転するものです。規模等につきましては、進入路及び露天駐車場2区画を整備するものです。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に駐車場として使用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可、及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水 場 委 員：5番 水場です。申請地は、住宅地のなかにあり、すでに駐車場として利用されています。やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：5番と6番は、譲受人及び転用内容が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、安浦町安登西8丁目〇〇〇番〇、外2筆、地目は田、面積は合計で2,236㎡の第2種農地です。6番の申請地は、安浦町中央ハイツ〇〇番、地目は田、面積は834㎡の第2種農地です。転用の目的は、駐車場として利用するため、所有権を移転するものです。規模等につきましては、駐車場33区画分を整備する計画です。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に駐車場として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。本件につきましては、広島県農業会議の意見



聴取で「許可されることに異議ない旨の回答」を得た上で、許可することとしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今井委員：9番 今井です。譲受人は、これまで使っていた駐車場が豪雨災害で使えなくなり、便利の良い申請地を代替地にするということで、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、5番と6番は許可意見と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、5番と6番は許可意見と決定し、広島県農業会議で異議ない旨の答申を得たときに許可すると決定します。

議 長：7番について事務局の説明をお願いします。

事務局：7番の申請地は、安浦町中央北1丁目〇〇〇〇番〇〇、地目は畑、面積は229㎡の第2種農地です。転用の目的は、一般住宅及び駐車場として利用するため、所有権を移転するものです。規模等につきましては、二階建住宅2棟、駐車場8区画を整備する計画です。関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀山委員：8番 亀山です。申請地は、安浦駅の北側の区画整理されたところで、周囲も住宅地で、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：8番について事務局の説明をお願いします。

事務局：8番の申請地は、安浦町大字下垣内字之ン戸〇〇〇番〇、外1筆、地目は田、面積は合計で1,002㎡の第2種農地です。転用の目的は、資材置場及び駐車場として利用するため、所有権を移転するものです。規模等につきましては、庭石330㎡、樹木類310㎡及び駐車場1区画を整備する計画です。関係法令については、「都市計画法」による開

発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今井委員：9番 今井です。申請地は、3年くらい休耕中で、資材置場として利用するというところで、やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：9番について事務局の説明をお願いします。

事務局：9番の申請地は、安浦町大字中畑字堀田迫〇〇〇番〇、外2筆、地目は畑、面積は合計で561㎡の第2種農地です。転用の目的は、資材置場として利用するため、所有権を移転するものです。規模等につきましては、樹木類350㎡、造作物210㎡を整備する計画です。関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今井委員：9番 今井です。先ほどの8番と同様で、やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：10番について事務局の説明をお願いします。

事務局：10番の申請地は、蒲刈町田戸字原畑〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は51㎡の第2種農地です。転用の目的は、隣接宅地に住宅建設をする際の工事用車両の駐車場用地として、また住宅建設後は自家用車の駐車場用地として利用するため、所有権を移転するものです。規模等につきましては、駐車場3区画を整備する計画です。関係法令については、都市計画法による開発許可、及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農

用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

灰原委員：13番 灰原です。譲受人は、申請地を譲り受け、蒲刈町に移住するというので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第49号「非農地証明申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、西川原石町〇〇〇番ほか4筆、地目は田及び畑、現況は山林、面積は合計で652㎡の第3種農地です。申請の事由につきましては、昭和60年頃、耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横段委員：2番 横段です。申請地は、うっそうとした山林でやむをえないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、西塩屋町〇〇番〇、地目は畑、現況は宅地、面積は、229㎡の第3種農地です。申請の事由につきましては、昭和18年頃、宅地として利用したため、かい廃したとして、家屋登記事項証明書を添付のうえ、宅地として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横段委員：2番 横段です。申請地は、宅地として利用されており、やむをえないと思います。ご

審議のほどよろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、郷原町字岩山新開〇〇〇番、地目は畑、現況は山林、面積は515㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、平成5年頃、耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：2番 横段です。申請地は、山林化していて樹齢50年くらいの木もあり、やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、蒲刈町大浦字殿河内〇〇〇番〇、地目は畑、現況は原野、面積は、864㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、昭和47年頃、申請者の父親が一部を除いて耕作を放棄したため、大部分はかい廃していたが、平成30年7月5日の降雨災害で一部耕作していた農地もかい廃したとして、現認書を添付のうえ、原野として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

灰 原 委 員：13番 灰原です。申請地は、山林化しており、やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：つぎの、議案第50号につきましては、5番 水場委員が一部当事者となりますので、議事参与の制限を定めた「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、水場委員の退席をお願いします。

5番 水場委員 退席

議 長：議案第50号「農用地利用集積計画(案)について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：それでは、議第50号についてご説明いたします。この事業は、農業経営基盤強化促進法に基づいて農用地の利用権を設定し、貸し借りを促進していく事業です。10月10日までに関係地区の各農家から申込みのあった内容について調査し、その結果をまとめたものが、資料1の『農用地利用集積計画(案)』です。この農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めなければならないものとなっておりますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。それでは、内容についてご説明致しますので、資料1をご覧ください。1ページから2ページにかけて、利用権の設定について申込みの一覧表です。利用権を新規に設定する農用地は、倉橋町字寒那〇〇〇〇番〇、外29筆、合計面積は、50,914㎡です。利用権の再設定については、申込みはありません。設定する権利内容は、賃貸借及び使用貸借による権利の設定です。その他、貸し借りの期間及び利用目的等につきましては、それぞれ資料のとおりとなっております。3ページにつきましては、利用権を設定する場合の貸す方及び借りる方との間において、交わされる具体的な契約内容や取り決めを記載した共通事項です。4ページから5ページにつきましては、利用権の設定を受けて農地を借りる方の現在の経営面積及び家族構成と農業従事者の人数等が記載されております。資料1の説明につきましては以上です。なお、本日の総会で決定しましたら農業経営基盤強化促進法第19条の規定により、すみやかに公告することになっております。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は事務局の説明のとおりと決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は議案のとおり決定します。

5番 水場委員 着席

議 長：報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の10ページから12ページをご覧ください。市街化区域内の農地について、この1ヶ月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、10ページの農地法第4条の規定による届出が2件、11ページから12ページの農地法第5条の規定による届出が3件、計5件ございましたので、ご報告いたします。

議 長：それでは、その他の議題1「下限面積の変更に伴う各地区会の状況について」に移ります。資料2をご覧ください。2枚目に、今回の聴き取り調査の合計を集計しております。4地区の合計で、878名という、多くの農業者の意見を反映した形の調査結果となりました。各委員におかれましては、お忙しい中、本当にありがとうございました。それでは、各地区の集計結果を見ながら、報告を頂きたいと思えます。第1地区会の状況について、横段委員よりお願いします。

横 段 委 員：第1地区会では、阿賀、広、仁方、警固屋地区については、これまでどおり10アール、昭和地区については、これまでの20アールから10アールに変更、郷原地区については、20アールで現状維持ということになりましたが、今後、それぞれ意見が出れば、修正することもあります。

議 長：ありがとうございました。続いて、第2地区会について、林委員をお願いします。

林 委 員：第2地区会では、音戸町、倉橋町ともに高齢化による耕作放棄地が増えており、農業への新規参入をしやすいするため、音戸町については、これまでどおり10アール、倉橋町については、これまでの20アールから10アールに変更ということになりました。

議 長：ありがとうございました。続いて、第3地区会について、亀山委員をお願いします。

亀 山 委 員：第3地区会では、若い人が農地を取得しやすくし、耕作放棄地を少なくするために川尻町については、これまでどおり10アール、安浦町については、これまでの30アールから10アールに変更ということになりました。

議 長：ありがとうございました。続いて、第4地区会について、土井委員をお願いします。

土 井 委 員：第4地区会では、豊町については、数少ない若い人が農地を取得しやすくなったほうがよく、豊浜町については、豊町と合わせたほうがいいということから、第4地区全域を10アールにするということになりました。

- 議 長：ありがとうございました。各地区の状況をご理解いただいたと思います。何かご意見等はございますか。
- 議 場：なし。
- 議 長：さらに、移住促進の為に、呉市が行う「空き家バンク制度」に限定し、「空き家バンクに付随する農地」について、更なる緩和の提案が、事務局からあります。
- 事 務 局：各地区の下限面積の変更に合わせて、呉市空き家バンクの空き家に付随する農地について、農地の権利移動の流動化を図り、遊休農地の解消と定住促進に寄与するために、下限面積を0.1アールに引き下げたいと考えております。
- 議 長：何かご意見等はございますか。
- 本 末 委 員：下限面積を10アールに引き下げることで、農地を所得しやすくなるので、若い人に来てもらって、新規就農してもらえればと思います。
- 議 長：そのほか、何かご意見等はございますか。
- 議 場：なし。
- 議 長：各地区の調査結果と、本日の意見を踏まえ、次回11月の総会において「下限面積の変更」議案を提案し、ご審議いただきたいと思っております。
- 事 務 局：今回の調査のなかで、下限面積を5アールや1アールにしたほうが良いという意見がありました。今回は10アールにとどめ、この運用をしていくなかで、10アール以下の下限面積を検討していきたいと思っております。
- 議 長：その他の2以降について、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局：2. 次期農業委員の募集要領について、資料3-1呉市農業委員会の委員の選任等に関する要綱を一部改正しています。この要綱に基づき資料3-2呉市農業委員会の委員候補者募集要領のとおり募集を行います。任期は、令和2年8月1日から3年間で、提出期間は、12月2日から12月27日までとなっています。
3. 行政視察（11/5～6）の行程、参加者について、資料4のとおりとなっています。
4. ブロック研修会について、資料5のとおりで、12月3日の広島会場に出席される方は、11月15日までに事務局にご連絡ください。広島会場までの交通手段は、出席人数により検討します。
- 農業委員等の綱紀肅正について、資料6のとおりご注意ください。
- 議 長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。
- 議 場：なし。
- 議 長：ないようですので、次回の日程を申し上げます。

次回、令和元年第11回総会は、11月29日 金曜日 午後2時 から  
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議 長：以上で令和元年第10回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後3時10分)